

おokayama米粉麵普及推進ネットワーク 規約

(名称)

第1条 本会は、「おokayama米粉麵普及推進ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは米粉麵を通じて、県下の学校給食において米粉パン等で目指す「生きた教材」としての食育推進、地場産物の活用、食料自給率向上に向けた米粉の消費拡大を目指す。

(事業)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内の農業資源と地域産業資源を活用した、独自の米粉麵の研究開発事業
- (2) 既存の製麵業者に対する小麦麵から米粉麵への転換推進事業
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 ネットワークは正会員及び賛助会員で構成する。

- 2 正会員は第2条の目的に賛同し、その活動を推進する自治体、団体、法人並びに個人とする。
- 3 賛助会員は正会員が推薦し第2条の目的に賛同する者とする。
- 4 ネットワークへの入会は運営委員会の了承によるものとする。

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1名、運営委員 若干名、監事 2名

- 2 役員は正会員から選出し、総会で承認を受けなければならない。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、役員の再選は妨げないものとする。
- 4 ネットワークに顧問を置くことができる。
- 5 ネットワークの事業の円滑な推進を行うため、行政機関、試験研究機関、事業者等をアドバイザーとして参加させることができる。

(会議等)

第6条 ネットワークの会議は総会及び運営委員会とする。

- 2 総会は年1回以上開催し、次の事項について協議する。

- (1) 規約の改正
 - (2) 会務の計画、執行に関する事項
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他必要な事項
- 3 運営委員会は役員（監事を除く。）で構成し、必要に応じ随時開催の上、次の事項について協議する。
- (1) 総会により、委任された事項
 - (2) 会務の計画、執行に関する事項
 - (3) 総会に提出する議案
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項

(部会)

第7条 ネットワークに米粉麺に関する製造業者及びアドバイザーを中心とした技術部会を設置する。

(事業年度)

第8条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、設立年度については、設立総会の日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局は、(有)ミヤオカ商会内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、運営委員会において協議し総会において決定する。

(附則)

この規約は、平成23年9月17日から施行する。

規約変更 平成24年3月31日に一部変更する